令和８年度 厚生労働省委託事業　個人事業者等の安全衛生確保支援事業

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

業界団体・関係団体の皆さまへ

令和８年から順次施行！

改正安衛法に対応した 個人事業者等の安全衛生の 取組を支援します！



実施期間：令和９年２月中旬まで

本事業では、令和８年から９年にかけて順次施行されている改正労働安全衛生法の内容を周知し、**個人事業者等**や**個人事業者等とともに事業場で働く労働者**の方々の安全衛生対策を推進するため、以下のような各種支援を行っています。

1 注文者等・個人事業者等向けの説明会への講師派遣等

2 現場へのコーディネーター派遣
（現場支援または現場パトロール）

3 団体の安全衛生活動への支援

個人事業者の団体
会員のフリーランスだけでなく、**団体が委嘱している外部専門家の方も説明会に参加**できると、今後のフォローアップがやりやすいのだけど、、、

注文者の団体
混在作業が行われる作業場を対象とした**パトロール結果を踏まえて、現地で出入業者も参加した少人数の説明会**を実施して欲しいのだけど、、、

事業者の団体
毎年、研修会をお願いしている教育機関の講師に改正法の説明をお願いする際に**謝金の一部を委託事業で補助**してもらえると助かるのだけど、、、

都道府県単位の団体
うちは**都道府県単位の団体**だけど説明会に申し込めるのだろうか。**労働局と共催の研修会**に改正法のメニューも入れて実施したいのだけど、、、

事務局
いずれも対応可能です。団体が独自に依頼している講師の方々も、**講師養成研修を受けていただければ、謝金の支払対象**となる場合があります。

申込み・ご相談はこちらから▼

個人事業者等の安全衛生確保支援事業　検索
https://www.zenkiren.com/jutaku/kojin-jigyosha.html

ニーズに応じた柔軟な対応が可能です！
お気軽にご相談ください！

お問い合わせ先
（受託団体）
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
個人事業者等の安全衛生確保支援事業事務局
〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-12-2 三秀舎ビル 6F
TEL.03-5283-1030　FAX.03-5283-1032
受付.平日9:00 ～ 17:00（土日・祝日、お盆・年末年始休み除く）